

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1264号)

平成26年5月15日

横 情 審 答 申 第 1264 号

平 成 26 年 5 月 15 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成25年9月30日教人児第1204号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「様式1 平成24年4月～平成25年1月間における体罰の状況」及び「様式2 今回新たに実施した調査の結果把握した体罰の状況」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が「様式1 平成24年4月～平成25年1月間における体罰の状況」及び「様式2 今回新たに実施した調査の結果把握した体罰の状況」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成25年6月27日付けで横浜市教育委員会のホームページに公開された「平成24年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査の結果 体罰の実態調査に係わる文部科学省への報告について」には調査結果の概要のみ掲載されているので、概要の基となった全ての調査結果資料の開示を請求する。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年7月16日付で「様式1 平成24年4月～平成25年1月間における体罰の状況」及び「様式2 今回新たに実施した調査の結果把握した体罰の状況」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件申立文書に加え、さらに行政文書を特定し、その開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

本件請求において、開示請求書には「平成25年6月27日付けで横浜市教育委員会のホームページに公開された「平成24年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査の結果 体罰の実態調査に係わる文部科学省への報告について」には、調査結果の概要のみ掲載されているので、概要の基となった全ての調査結果資料の開示を請求する。」と記載されており、異議申立人（以下「申立人」という。）は文部科学省へ報告した全ての調査結果資料を請求していると解される。

今回の体罰の実態把握に係る報告様式は文部科学省所定のものであり、文部科学省への報告に当たり、本件申立文書以外の資料は作成していない。したがって、開示請求書から本件申立文書を対象行政文書として特定した。

なお、実施機関のウェブページで公表した「体罰の実態調査に係る文部科学省への

報告について」の記者発表資料は、本件申立文書を基に作成している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 本件申立文書は、文部科学省の指示により全国の国公私立小中高等学校で実施された体罰に係る調査に関する文書である。その目的は、「生徒の生命を保護する」ことである。したがって、本件申立文書は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。もし、本件申立文書を開示しない場合は、横浜市立の学校においては、今なお生徒の生命、身体的・精神的健康及び生活が脅かされていると認めることとなる。これは、人権侵害であり、憲法違反に該当する。
- (3) 申立人は職員の個人メールアドレスを閲覧することを求めてはいない。条例第7条第2項第6号に該当する箇所は非開示として、その他の全ての資料（様式1、様式2）を閲覧することを求める。また、他都市の教育委員会では体罰事案の報告文書を学校名及び教員名を含めて開示している。実施機関のみが根拠理由により本件申立文書を非開示とする場合、憲法違反に該当する。
- (4) 開示請求書に記載したとおり、平成25年6月27日付で横浜市教育委員会のホームページに公開された「平成24年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査の結果 体罰の実態調査に係わる文部科学省への報告について」には調査結果の概要のみが掲載されているので、調査対象の全学校が提出した全調査結果資料の開示を請求する。

5 審査会の判断

- (1) 体罰の実態調査に係る事務について

文部科学省では、児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、各都道府県及び各政令指定都市の教育委員会教育長等に対し「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（平成25年1月23日24文科初第1073号）」により、体罰の実態について把握し、報告するよう依頼した。この依頼を受け、実施機関は平成24年4月から平成25年1月までに発生し、既に把握していた体罰を第1次

報告として文部科学省へ報告した。また、平成25年2月から3月にかけて、横浜市立小中学校、高等学校及び特別支援学校の全教職員、全児童生徒及び保護者を対象に「学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」（以下「本調査」という。）を行い、その結果、新たに体罰と把握したものを第2次報告として文部科学省へ報告した。本調査では、教職員に対しては学校長が一人一人に聞き取りを行い、児童生徒及び保護者に対してはより正確に実態を把握することを目的としてアンケート調査を実施した。調査の結果は小中学校については各学校教育事務所が取りまとめ、本調査の所管課である教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課へ報告した。同課では、全横浜市立学校の調査結果を取りまとめ、文部科学省へ報告した。実施機関はその結果及び第1次報告の内容を「体罰の実態調査に係る文部科学省への報告について」として平成25年6月7日に記者発表を行った。なお、申立人が開示請求書に記載している「平成25年6月27日付」で公表された文書は、同月7日付で記者発表されたものであることが認められる。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、文部科学省からの依頼に基づき、文部科学省へ提出した報告書である。様式1は、本調査の時点で既に把握していた平成24年4月から平成25年1月までに発生した体罰の状況について、第1次報告として提出したものである。様式2は、本調査の結果、新たに体罰と把握したものについて、第2次報告として提出したもので、いずれも文部科学省所定の様式である。

イ 報告書の項目は、体罰の発生日、懲戒処分等の内容、被害を受けた児童生徒人数、体罰時の状況、被害の状況、体罰事案の把握のきっかけ、体罰事案の把握の手法等であり、様式の左上部には、都道府県・政令指定都市教育委員会名、所属課名、記入者名、電話番号及び職員の個人メールアドレスを記入するようになっている。このうち、実施機関は、職員の個人メールアドレスを非開示とし、その余の部分を開示している。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、文部科学省への報告に当たり、本件申立文書以外の資料は作成していないことから当該文書を特定したと説明しているため、当審査会で平成26年2月20日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求の趣旨は、開示請求書の記載内容から、文部科学省への報告内容として公表している横浜市の体罰の発生状況の概要について、その概要を作成す

る基となった全ての調査結果資料の開示を求めていると解した。

- (イ) 報告に当たっては文部科学省の所定の様式で作成しており、体罰の発生日、懲戒処分の種類、体罰時の状況等の複数の項目について、個別の事案ごとに表形式で記載している。本件申立文書には、事案の内容が報告項目ごとに詳細に記載されているため、記者発表をするに当たっては、本件申立文書そのものではなく、横浜市全体としての体罰の発生状況を把握しやすいように、本件申立文書を基にその概要を作成し、ウェブページで公表したものである。
- (ウ) したがって、ウェブページで公表した体罰の発生状況の概要について、その概要を作成する基となった文書は、文部科学省へ報告した本件申立文書であり、当該文書以外の資料は作成していないことから本件申立文書を特定した。なお、ウェブページで公表している情報は本件申立文書に記載されている情報が全てである。
- (エ) 申立人は、本件請求における開示請求書では、本件に係る記者発表には「概要のみ掲載されているので、概要の基となった全ての調査結果資料の開示を請求する。」と記載している。一方、異議申立書の補正書には「調査対象の全学校が提出した全調査結果資料の開示」との記載があるが、これは開示請求書には記載されていなかった内容である。そのため、本件に係る記者発表資料を作成するに当たり、その基となった資料を求めているものとして、本件申立文書を特定した。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 本件請求に係る開示請求書には、「平成25年6月27日付けで横浜市教育委員会のホームページに公開された「平成24年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査の結果 体罰の実態調査に係わる文部科学省への報告について」には調査結果の概要のみ掲載されているので、概要の基となった全ての調査結果資料の開示を請求する。」と記載されている。そうすると、申立人は本件に係る記者発表を挙げ、当該文書に係るものとして調査結果資料を求めていることから、実施機関が本調査に係る全ての文書ではなく、本件に係る記者発表に関する文書であると解したことは不合理ではない。

なお、申立人は異議申立書の補正書において「全学校が提出した全調査結果資料の開示を請求する。」と主張しているが、本件請求の開示請求書の記載は異議申立書の補正書の記載とは異なっており、全学校が提出した体罰の報告に

関する全調査結果資料との記載は認められない。また、本件請求の開示請求書に記載された文言自体から、申立人が全学校が提出した体罰の報告に関する全調査結果資料まで請求する趣旨であると読み取ることはできない。

- (イ) 実施機関は、本件に係る記者発表資料を作成するに当たり、文部科学省へ報告した本件申立文書以外には使用していないと説明している。

本件申立文書には、報告項目にしたがって体罰の状況が1件ごとに表の形式で記載されていることが認められる。また、本件に係る記者発表には、本件申立文書を基に、学校の種類ごとの件数や体罰時の場面等について公表するためにまとめたものが記載されていることが認められた。

実施機関は「文部科学省への報告について」として本件に係る記者発表を行っていることから、同省へ報告した文書を基に当該記者発表資料が作成されていると考えられ、また、実施機関が報告した文書は同省所定の様式を使用していることを考え合わせると、本件申立文書以外に記者発表資料を作成する基となる文書は存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

- (ウ) したがって、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定したことは不合理とはいえないと判断した。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年9月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年10月17日 (第163回第三部会) 平成25年10月24日 (第238回第一部会) 平成25年10月25日 (第243回第二部会)	・諮問の報告
平成25年11月21日 (第165回第三部会)	・審議
平成26年1月16日 (第167回第三部会)	・審議
平成26年2月6日 (第168回第三部会)	・審議
平成26年2月20日 (第169回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年3月14日 (第170回第三部会)	・審議
平成26年4月17日 (第171回第三部会)	・審議